

野々市市監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典  
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 2 年 11 月 30 日（月）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 2 年 12 月 25 日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 2 月 18 日（木）
- 4 措置を講じた部局 総務部秘書室
- 5 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（意見）                                                                        | 措置の内容                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 人事管理<br>採用前の新採予定職員の事前研修については、集合研修に限らずテキストによる自宅研修等、内定予定者全員が即戦力となるように様々な方法を検討されたい。 | 採用予定者が採用までの期間を有益に過ごすための方策を検討してまいります。<br>今年度は、地方公務員の仕事への理解が深まるよう、テキストの配布を行いました。 |